おいらせ町自治基本条例素案 検討報告書



平成20年1月 おいらせ町自治基本条例策定委員会

【目次】

は	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• P1
1	おいらせ町自治基本条例素案の構成・・・・・・・・・	• P2
2	おいらせ町自治基本条例素案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• P3
3	おいらせ町自治基本条例素案の特徴・・・・・・・・・	• P4
4	自治基本条例策定委員会として特に重要視した点・・・	• P4
5	自治基本条例策定委員会の活動一覧・・・・・・・・	• P 5
6	自治基本条例策定委員会の活動(概要)・・・・・・・	• P8
	◇自治基本条例策定委員会の様子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• P10
	◇ワークショップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• P11
	◇ワークショップによる考察過程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• P12
	◇ワークショップ意見集約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• P14
	◇学習会・まちづくり研究会・自治基本条例セミナー・・	• P17
	◇先進自治体視察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• P18
	◇自治基本条例フォーラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• P20
	◇パブリックコメントの結果について (抜粋)・・・・・・	• P21
	◇住民懇談会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• P22
		• P23
	◇おいらせ町自治基本条例策定委員会 名簿・・・・・・	
	V/WV りじ町日旧巫州木/川州北安貝云 - 石伊・・・・・・・	144

はじめに

おいらせ町自治基本条例策定委員会は、平成18年9月、住民6名、役場職員5名、 学識経験者2名の計13名によりスタートしました。これまでに24回の委員会を開催し、自治基本条例素案の策定を行ってきました。

策定委員がそれぞれの立場を超えて、共に知恵を出し合い、意見を交わす中で、時には議論が紛糾することも多々ありましたし、同じ認識を共有することの難しさも実感しました。

また、町民フォーラムや住民懇談会を通じ住民の皆さんと直接意見交換をする中で、 ふるさとに対する想いを改めて認識しました。

素案の中にも謳われていますが、自治の基本は、「町民の自立と自律」です。自分達のできることは自分達で解決すること、町民一人ひとりがお互いを思いやり、節度と責任を備えた行動をとることが、住みよいまちづくりの第一歩であると考えます。 そして、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、自治基本条例を自治を実践するための道具として活用していくことが何よりも重要と考えます。

今後、行政による条例案の作成が行われるにあたっては、素案の趣旨を最大限に反映した条例案となることを、委員一同強く希望します。

平成20年1月29日

おいらせ町自治基本条例策定委員会委員長 福原 仁一

1 おいらせ町自治基本条例素案の構成

前文 •町の自然 • 現状 ・町、町民としての課題 ・まちづくりの理念と目的 めざすまちの姿 第1章 総則 ・条例制定の目的(第1条) ・用語の定義(第2条) • 最高規範性(第3条) 第2章 町民の権利 ・生活に関する権利(第4条) こどもの権利(第5条) ・ 個人情報に関する権利 (第6条) ・参加に関する権利(第7条) 第4章 町長、町職員の役割と責任 第5章 議会の役割と責任 第3章 町民の役割と責任 ・町長、町職員の役割、責任(第13条) ・議会の役割と責任(第19条) ・自立と自律の精神(第8条) 議会の運営(第20条) ・行政の執行(第14条) ・まちづくりへの参加(第9条) ・町民、行政、議会との協働(第10条) 町民との関係(第15条) 議員の責任(第21条) ・ 互いの権利を守る責任 (第11条) ・苦情相談への対応(第16条) ・情報公開と説明責任(第17条) ふるさとと地球環境を守る責任 (第12条) 危機管理(第18条) 第6章 まちづくりの基本原則 ・自己決定と連携(第22条) 地域経営の原則(第23条) ・知る権利と情報共有(第24条) ・参加の保障と協働(第25条) 個人情報の尊重(第26条) ・住民投票(第27条) 第7章 まちづくりのしくみ 総合計画(第28条) 財政運営(第29条) • 行政評価 (第30条) ・情報公開・情報共有(第31条) ・審議会等の委員公募(第32条) 参加の保障(第33条) • 行政監視 (第34条) ・開かれた議会(第35条) ・選挙における情報共有(第36条) 第8章 まちづくり組織 第9章 施行後の検証と見直し まちづくり組織(第37条) ・まちづくり組織とおいらせ町(第38条) 運用状況の検証(第39条) ・条例の見直し(第40条) 第10章 補則 • 委任 (第41条)

めざすまちの姿=目的(前文~第2章)

前文

「地域のことは地域が主体となって行動する」=自治の原点

町民・行政・議会が協働して、自治の原点に立ったまちづくりを行う=まちづくりの理念 **総則**

まちづくりの理念を実現するために、自治の原則としくみに関する基本的事柄を定めることを目的としている

町民の権利

生活に関する権利、子どもの権利、個人情報に関する権利、参加に関する権利





目的を実現 するための役割と責任(第3章~第5章)

町民の役割と責任

まちづくりの主体者として、自立の精神に則り、自ら解決できる問題は自ら解決する行政や議会と協働してまちづくりを行う

町長、町職員の役割と責任

苦情や相談を尊重し、誠実に対応する 行政情報に対する説明責任を果たす

議会の役割と責任

行政運営の監視と政策形成機能を果たす 議会活動の情報公開





目的を実現 するためのしくみと手段(第6章~第9章)

まちづくりの基本原則

国や県、他の自治体との協力、連携

知る権利の尊重と情報の共有

住民投票

まちづくりのしくみ

参加の保障(直接対話、パブリックコメント)

審議会・委員会等の委員公募

まちづくり組織

町内会を軸とした地縁型組織の設置

施行後の検証と見直し

条例の運用状況について毎年検証し、5年を越えない期間ごとに見直しを行う

3 おいらせ町自治基本条例素案の特徴

① 行政主導・有識者主導の条例ではなく、町民目線の条例

- ・ワークショップにより、策定委員の意見を積み上げたものが土台となっており、 そこに、アンケート、懇談会、パブリックコメントの実施により、一般町民からの意見を取り入れながら、素案を作成しました。
- ・専門的な用語、法律用語をなるべく使わず、平易な表現に努めました。

② 町民の生活と関わりのある条例

- ・まちづくりの理念を実現することと、町民の権利の保障を条例制定の主な目的 としています。
- ・町民の権利を実現するために、町民・行政・議会がどうあるべきかを、「役割と 責任」という形で規定するとともに、権利実現のための手段として、様々な制 度・しくみを規定しており、相互に関連しながら機能するような構成となって います。

③ 「作って終わり」ではなく、「使うため」の条例

社会情勢の変化等により条例の機能が果たせなくなるということのないよう、条 例施行後の検証と見直しに関する規定を設けました。

4 自治基本条例策定委員会で特に重要視した点

① 「自治の基本」について(前文、第8条)

町民自身が、自ら解決できる問題は自ら解決すること、発言と行動に責任を持つ こと、そして、自分達の住む地域のことを地域で考え、行動することが自治の基本 であり、最も重要であると考えました。

② 情報共有・情報公開(第17条、第20条、第24条、第31条) 町民参加と協働は、情報を共有することから始まります。行政、議会は町民に対し可能な限り情報を公開し、お互いに同じ情報を共有することが必要です。

③ 生活に関する権利(第4条)

めざすまちの姿を具現化したものとして、策定委員の意見とアンケートの結果が 最も反映された部分であると考えます。特に第3号の「経済的な不安なく、人間ら しい生活を送る権利」は、最も検討に時間を費やしました。

④ ふるさとと地球を守り伝える責任(第12条)

町の自然や文化を、未来を担う人々に引き継ぐために努力することは、町民としてとても大事なことです。加えて、地球環境に配慮した行動をとり、美しい地球を次代に引き渡すことも、町民として努力していかなければならないと考えました。

⑤ まちづくり組織について (第37条、第38条)

まちづくり組織は、町内会を軸とした地縁型の組織を想定しており、住民参加によるまちづくりの最も身近な場になるものです。様々な地域活動団体・個人が地域の意思決定に関わり、互いに協力・連携しながら地域活動を行うことで、迅速な課題の解決や地域活動の充実につながるものと考えます。

5 自治基本条例策定委員会の活動一覧

日時	内容
H18.8.1~8.25	◇おいらせ町自治基本条例策定委員会 委員公募
	町民6名、職員5名、学識経験者2名
H18.9.26	第1回委員会(委員顔合わせ、スケジュール確認)
H18.10.16	第2回委員会
	• 委嘱書交付
	· 学習会①
	講話『倉石村むらづくり条例ができるまで』
	講師:秋田佳紀氏(元倉石村助役、青森県商工労働部観光局 新幹線
	交流推進課総括主幹)
H18.11.17	第3回委員会(おいらせ町の現状、課題について意見交換)
H18.12.12	第4回委員会(前回委員会における課題のまとめ、条例の方向性の検討)
H19.1.19	第5回委員会 (ワークショップによる意見提案①)
H19.2.9	第6回委員会(ワークショップによる意見提案②)
H19.2.13~2.28 ◇アンケート調査実施	
	郵送600通、公民館等への調査票設置60通
	回収率27.9%
H19.2.16	第7回委員会 (ワークショップによる意見提案②)
H19.2.24	◇学習会②
	講話『真の市民自治を目指して~大和市自治基本条例をつくる会の挑
	戦』
	講師:太田善夫氏(「大和市自治基本条例をつくる会」会長)
H19.3.13	◇自治基本条例セミナー(職員対象)
	講話『自立したまちとひとを育てる~自治基本条例の役割と可能性』
	講師:庄嶋孝広氏(市民社会パートナーズ)
	◇まちづくり研究会(町民対象)
	講話『地域コミュニティの新しいカタチ〜魅力ある地域づくりとは?』
TT.10.0.1.	講師:庄嶋孝広氏(市民社会パートナーズ)
H19.3.19	第8回委員会(条例の枠組みと構成要素についての検討①)
H19.4.5	第9回委員会(条例の枠組みと構成要素についての検討②)
H19.4.23	第10回委員会(条例の枠組みと構成要素についての検討③)
H19.5.18	第11回委員会(中間報告案のまとめ)

H19.5.24~5.25	◇先進自治体視察(策定委員7名、事務局職員1名参加)
	【東京都三鷹市】
	① 市民参加・協働のまちづくりの歴史について
	② みたかまちづくりディスカッションについて
	【神奈川県川崎市】
	① 自治基本条例制定後の取組みについて
	② 市民オンブズマン、人権オンブズパーソン制度について
	③区民会議について
H19.6.1	町長に対し策定経過を報告
H19.6.15	第12回委員会(条例素案の検討①)
H19.6.25	第13回委員会(条例素案の検討②)
H19.7.6	第14回委員会(条例素案の検討③)
H19.7.19	第15回委員会(条例素案の検討④、素案たたき台のまとめ)
H19.7.28	◇自治基本条例フォーラム
	・寸劇「隠居と学ぶ自治基本条例」(劇団「笑劇」)
	・基調講演「住民協働のまちづくりを考える~自治基本条例の意義」
	講師:辻山幸宣氏(財団法人 地方自治総合研究所)
	・パネルディスカッション「住民(みんな)でつくるまちのルール」
H19.8.22	第16回委員会(前文の検討①)
H19.9.3~9.21	◇素案たたき台に対する意見募集(パブリック・コメント)
	意見提出者:3名
	意見総数:19件
H19.9.4	第17回委員会(前文の検討②)
H19·9.25	第18回委員会(前文の検討③)
H19.9.27	議員全員協議会で、素案のたたき台を報告
H19.10.15	◇住民懇談会(11回開催)
~11.29	参加者数:66名
H19.10.31	第19回委員会(素案検討⑤)
H19.11.14	第20回委員会(素案検討⑥、パブリックコメントに対する回答の精査)
H19.11.26	第21回委員会(素案検討⑦)
H19.12.3	◇素案に対する意見募集(パブリック・コメント)
~ 12.17	意見提出者: 2名
	意見総数:5件
H19.12.7	第22回委員会(素案検討⑧)
H20.1.17	第23回委員会(素案検討⑨、パブリックコメントに対する回答の精査)
H20.1.24	第24回委員会(素案検討⑩)

6 自治基本条例策定委員会の活動(概要)

○策定委員会・・24回開催(平成18年9月~平成20年1月)

自治基本条例素案についての検討を行いました。(P10~P16参照)

○学習会・・・2回開催

策定委員を対象に、自治基本条例に関する基礎知識を学ぶ目的で開催しました。 (P17参照)

○自治基本条例セミナー(平成19年3月13日)

役場職員を対象に、自治基本条例の必要性、まちづくりに果たす可能性等について、 研修を開催しました。(P17参照)

○まちづくり研究会(平成19年3月13日)

一般町民を対象に、地域コミュニティの課題と活性化と自治基本条例との関連性について、外部講師による講話が行われました。(P17参照)

○町民アンケート(平成19年2月13日~2月28日)

- ・600名に郵送、町内施設に60通設置(187通回収)
- ・暮らしの満足度、町民・行政・議会の役割の重要度などについて調査
- ・策定委員会であまり議論されなかった点

収入・貯蓄・就職に関する不満が強い

行政・議会の公平性、個人情報保護が重要

(⇒上記について、条例の内容に反映)

○先進地視察(平成19年5月24日~25日)

自治基本条例を制定・施行している自治体の取り組みを学び、条例策定及び条例施 行後の制度構築の参考にすることを目的として実施しました。(P18参照)

○自治基本条例フォーラム (平成19年7月28日)

自治基本条例に対する住民の関心を高め、住民自治についての意識の醸成を図ることを目的として開催しました。(P29参照)

〇パブリックコメント・・・2回実施

町広報誌・ホームページにて、自治基本条例素案に対する意見募集を行いました。 (P21参照)

○住民懇談会・・・11回開催

自治基本条例の素案の内容についての周知と、意見交換を目的として開催しました。 (P22~23参照)

【開催日時等】

日時	場所	住民参加者数
平成19年10月15日	中央公民館	2名
10月17日	東公民館	7名
10月19日	北公民館	11名
10月23日	みなくる館	4名
10月30日	東公民館	3名
11月5日	本村地区コミュニティーセンター伝承館	3名
11月7日	洋光台地区コミュニティーセンター	6名
11月9日	木ノ下ふれあい館	18名
11月12日	一川目地区生活会館	3名
11月19日	秋堂地区コミュニティーセンター	3名
11月29日	二川目地区生活会館	6名

自治基本条例策定委員会の様子













ワークショップ



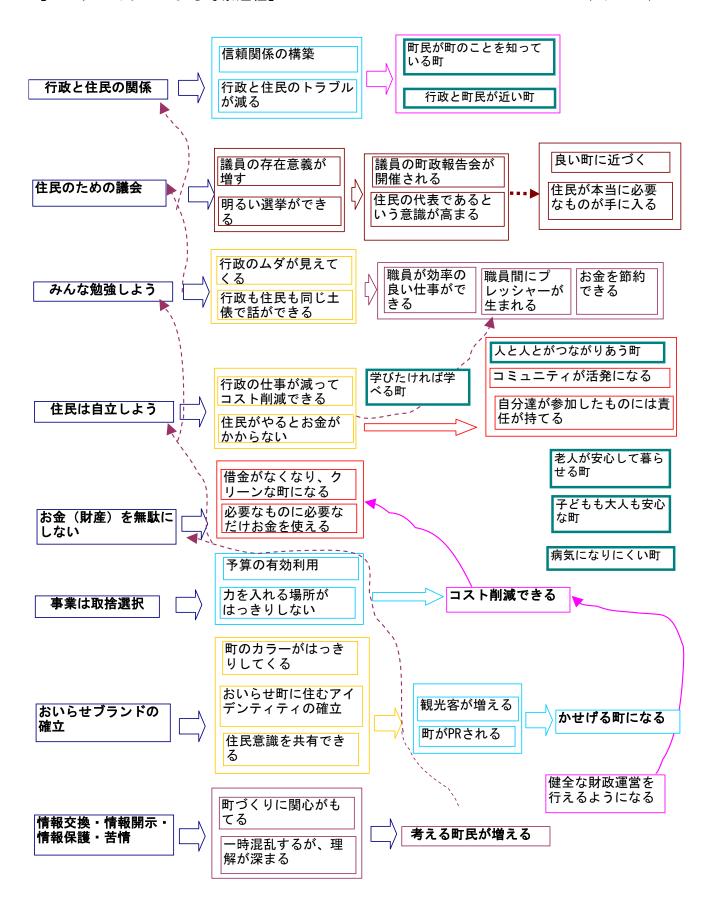


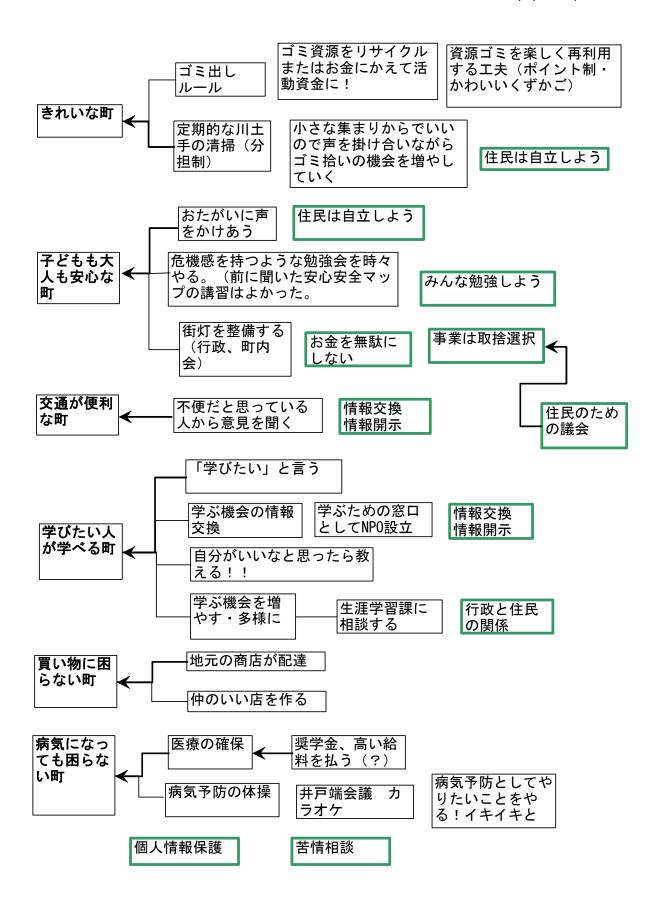












めざすまちの姿

町民の暮らし (権利)

危機管理体制の確立

(健康で安全に暮らす)(学べる)(参加) (行き来できる)

町政運営の基本

(情報共有)

個人情報を保 護する

地域間協働

(住民の声の反映)

(必要なところにお金が使えるように)

条例が守られているか をチェックする機能

健全な財政・効 率的な行政を 住民との 情報共有

役場内情 報共有 条例が使われないと意味がない ので<u>評価する</u>仕組みが欲しい

適切な負担の範囲 で行政サービスを

住 民

(住民自立、行動)

(住民対住民)

(住民と企業、団体)

住民が議会に 関心を持つ

住民組織が自治に働く

行政・議会に積極的に改善 の提言をする 緑を守り、清潔 な町を保つ

町の子は町民全体で守り育

住民が町のお金の 使い道に気を配る 住民の自律(自

立)が先決だ

自立していない住民 が多いとまちづくり

はうまくいかない

弱い人に優しい

町民になる責任

単なるわがままな のか、正当な要求な のかを理解できる

議会

(議会と行政)(住民のための議会)

経費を抑えて効率的に運営する 議会

(議会と住民)

住民が参加傍聴 しやすい議会

> 決算、CHECK 機能を高める

監視、チェッ ク機能をもつ 特定の地域だけで はなく、住民全体の 代表と言う自覚

住民全体の代表として仕事をして欲しい

議事録をインターネットで公開する

議会の情報を住民に 積極的に伝える

議会の運営・議論をな るべく即時に伝える

参加、協働に必要な仕組み

(情報共有の仕組み)

(参加の保証)

(投票条例)

詳しい共有できる情 報提供のシステム

予算単価費用効果

脱 アリバイ証明的住 民説明 第3者委員会・町民 オンブズマン設立

事業の優先順位付 けへの参加 単年度予算を補完 する仕組み

分かりやすい予算 書・説明